

宇都宮市販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内の産業に関する事業者等が、新たな販路や取引先、事業提携先等の開拓のために、一定以上の規模の展示会等に、自社で製造した製品等を出展する事業に要した経費の一部を補助することにより、本市産業の振興に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 展示会、見本市、商談会等で、販売を主目的としない国内で開催される全国規模の展示会等又は海外で開催される展示会等への出展
- (2) 営利を主目的としない県外で開催される販路の開拓のための産業に関するイベント事業への出展
- (3) その他上記に準じると市長が特に認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する単独の中小企業者（中小企業基本法第2条に定める中小企業者とする）若しくは個人事業者、又はその2者以上の者が構成した団体若しくは協同組合等
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する密接関係者に該当しない者

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、次のとおりとする。ただし、東アジアを中心とした国際物流のハブとして海外への販路拡大が期待できる「沖縄大交易会」に出展する場合は、渡航費、役務費、輸送費も対象経費とする。

(1)出展料	展示会等の主催者が定めた展示会等に係る小間料等
(2)展示装飾費	補助対象者が独自に行う展示の際に必要な装飾工事費、電気工事費等会場設営料
(3)備品使用料	展示ブース内で使用する音響・映像機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する費用

(4)渡航費	海外へ出展する際に必要な宿泊費及び航空賃等
(5)役務費	海外へ出展する際に必要な通訳・翻訳費
(6)輸送費	海外へ出展する際に必要な展示品等輸送費及び保険料等

2 補助金の額は、次のとおりとする。

区分	補助率	限度額
(1)国内で開催される展示会等に出展する場合	補助対象経費の3分の1 (共同での申請の場合にあっては2分の1)	20万円
(2)海外で開催される展示会等に出展する場合	補助対象経費の3分の1 (共同での申請の場合にあっては2分の1)	40万円

なお、算出した金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1補助対象者につき1年度1回に限るものとする。ただし、宇都宮市リーディング企業支援事業に基づいて認定を受けた企業については、1年度2回までとする。

4 この補助金は、出展する製品、会場、展示会が全て同じ事業に対して、過去に当該補助金を受けていない者、かつ重複して他の機関から同様の補助を受けていない者、又は受けることが決定していない者に限り交付するものとする。

(申請時期)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、展示会開催日の2週間前までに、所定の交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の際の添付書類)

第7条 規則第3条第2項第4号に規定するその他市長が必要があると認める書類は、次のとおりとする。

(1)法人	ア 企業概要書 イ 登記事項証明書の写し（申請前3月以内のもの） ウ 従業員数を証明する書類の写し エ 展示会等の開催要領の写し オ 展示会等への出展申込書の写し カ 宇都宮市リーディング企業の場合、その認定通知書の写し
(2)個人事業	ア 事業内容が分かる書類

者	イ 住民票の写し（申請前3月以内のもの） ウ 展示会等の開催要領の写し エ 展示会等への出展申込書の写し
(3)団体	ア 団体概要書 イ 団体名簿 ウ 会則 エ 展示会等の開催要領の写し オ 展示会等への出展申込書の写し
(4)組合	ア 組合概要書 イ 展示会等の開催要領の写し ウ 展示会等への出展申込書の写し

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする時は、所定の交付申請書に必要書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請があった場合は、当該申請にかかる書類の審査等により、当該申請にかかる補助金を交付すべきと認めた時は、補助金交付の決定（以下、「交付決定」という。）をする。

2 市長は、第1項の審査等の結果、補助金を交付することが不相当であると認めた時は、速やかに補助金を交付しない旨の決定をする。

(交付決定通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定により交付決定した内容及びこれに付した条件を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付をしない旨の決定をした時は、速やかにその旨の理由を付して、申請者に通知するものとする。

(展示会等の中止の際の補助)

第11条 交付決定後に、以下の補助対象者の責めに帰すべき事由がなく、展示会等が中止になり、補助対象者への返金が無い場合に限り、補助対象者が当該展示会等に出展するにあたり、支払い義務が生じた補助対象経費を交付するものとする。

(1) 地震、大雨、強風、火災等による災害の発生による中止

(2) 感染症等の防止のため、国などからの開催自粛要請等により、主催者の判断による中止

(3) 展示会等の主催者の経営状況の悪化等による中止

(4) その他市長が特別に認めるとき

(変更交付申請)

第12条 事業の内容等に変更があった場合は、速やかに変更交付申請書に必要書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、補助事業が完了した時は、速やかに事業実績報告をするものとする。

2 前条の規定により、展示会等が開催されなかった場合は、開催されなかった理由がわかる書類等の提出をもって事業実績報告とする。

(実績報告の際の添付書類)

第14条 展示会等に出席し事業の実績報告をする場合の必要書類は、規則第12条第3号に規定するその他市長が必要と認める書類を、次のとおりとする。

(1) 展示会等又はイベントの出席写真

(2) 補助対象経費の請求書及び支払いがわかる書類

2 展示会等が開催されなかった場合の必要書類は、規則第12条第3号に規定するその他市長が必要と認める書類を、次のとおりとする。

(1) 開催されなかったことがわかる書類等

(2) 支払い義務が生じた補助対象経費の請求書及び支払いがわかる書類

(補助金の交付額の確定)

第15条 市長は、実績報告があった時は、その内容を確認のうえ、適合すると認める時は、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとする時は、前条に定める補助金額の確定後ただちに請求を市長にしなければならない。

(補助金交付の時期)

第17条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

改正文（平成27年4月1日告示第151-11号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

改正文（平成31年4月1日告示第 号）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。